

一宮町保育料徴収表（平成29年度4月改定）

➤1号認定(教育部分)

各月初日に支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料(月額)
階層区分	定義	
1	生活保護法による被保護世帯	0円
2	市町村民税 非課税世帯	0円
3	市町村民税 所得割額77,100円以下 ※ひとり親世帯等は無料	8,400円
4	市町村民税 所得割額211,200円以下	12,300円
5	市町村民税 所得割額211,201円以上	15,400円

➤2号・3号認定(保育部分)

各月初日に支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料(月額)			
階層区分	定義	保育標準時間		保育短時間	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円
2	市町村民税 非課税世帯 ※平成29年度より当該階層区分の第2子は無料	7,550円	5,000円	7,400円	4,900円
3	市町村民税 所得割額48,600円未満	16,100円	12,950円	15,800円	12,700円
4	市町村民税 所得割額97,000円未満	22,600円	19,400円	22,200円	19,000円
5	市町村民税 所得割額169,000円未満	28,600円	24,100円	28,100円	23,600円
6	市町村民税 所得割額301,000円未満	33,800円	28,000円	33,200円	27,500円
7	市町村民税 所得割額301,000円以上	46,200円	28,600円	45,400円	28,100円

【↓2号・3号認定のうち、下記階層区分に該当する、ひとり親世帯等※における第1子、第2子以降の保育料】

各月初日に支給認定子どもの属する世帯の階層区分		対象世帯子ども	保育料(月額)			
階層区分	定義		保育標準時間		保育短時間	
			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
2	市町村民税 非課税世帯		0円	0円	0円	0円
3	市町村民税 所得割額 48,600円未満	第1子	7,550円	5,000円	7,400円	4,900円
		第2子以降	0円	0円	0円	0円
4	市町村民税 所得割額 77,101円未満	第1子	7,550円	5,000円	7,400円	4,900円
		第2子以降	0円	0円	0円	0円

※ひとり親世帯等…「母子・父子世帯等」、「在宅障害児(者)のいる世帯」、「その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯)」

【↓2号・3号認定のうち、下記4階層区分の該当世帯における第2子以降の保育料】

各月初日に支給認定子どもの属する世帯の階層区分		対象世帯子ども	保育料(月額)			
階層区分	定義		保育標準時間		保育短時間	
			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
4	市町村民税 所得割額 57,700円未満	第2子	11,300円	9,700円	11,100円	9,500円
		第3子以降	0円	0円	0円	0円